

令和2年 第7回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 9月2日(水)から16日(水)まで15日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月2日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
9月3日	木			
9月4日	金			
5日	土			
6日	日			
7日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
8日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
9日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
10日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
11日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
12日	土			
13日	日			
14日	月	決算特別委員会	9時	付託事件審査
15日	火	予 備 日		
16日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和2年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第1号）						
令和2年9月2日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	令和2年9月2日 午後1時00分					星 正彦
	閉 会 開 議					議 長
	令和2年9月2日 午後1時33分					星 正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	1	添 田 政 勝		2	野 口 美 恵 子	

職 務 出 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和2年第7回鞍手町議会定例会議事日程

9月2日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第56号 鞍手町教育委員会教育長の任命
- 日程第5 議案第57号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第6 議案第58号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第59号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第60号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第61号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第62号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第63号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第64号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第66号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第67号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第68号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第69号 令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第70号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第71号 令和元年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第72号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第21 議案第73号 令和元年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第22 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第30工区）
請負契約の締結
- 日程第23 議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第31工区）
請負契約の締結
- 日程第24 議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第32工区）
請負契約の締結

令和2年9月2日（第1日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和2年第7回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております地方独立行政法人くらて病院の令和元事業年度に係る業務実績に関する評価結果の報告。

令和元年度鞍手町継続費精算報告書。

令和元年度決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告。

令和元年度教育委員会点検評価の報告及び消防の広域化についてと、監査より提出されております例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番議員 添田政勝議員及び2番議員 野口美恵子議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から9月16日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日から9月16日までの15日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第56号及び日程第5 議案第57号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第4 議案第56号及び日程第5 議案第57号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第56号は、鞍手町教育委員会教育長の任命であります。

現、鞍手町教育委員会教育長であります 栗田ゆかり氏の任期が、本年10月3日をもって満了することから、後任として外園哲也氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、教育長の任期は3年であり、別紙で任命理由及び略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

次に、日程第5 議案第57号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

現、鞍手町教育委員会委員であります 藤井睦彦氏の任期が、本年10月6日をもって満了することから、同氏を再任するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は4年であり、別紙で同氏の任命理由及び略歴書を添付しておりますのでご参照下さい。

以上が、日程第4 議案第56号及び日程第5 議案第57号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第56号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第56号及び議案第57号の2件については、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第56号及び議案第57号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 鞍手町教育委員会教育長の任命を採決します。

教育委員会教育長に外園哲也氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第56号は同意することに決定しました。

次に、議案第57号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に、藤井睦彦氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第57号は同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 13時07分

再開 13時12分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第6 議案第58号及び日程第7 議案第59号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第6 議案第58号及び日程第7 議案第59号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第58号は、鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、所得税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第7 議案第59号は、鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、所得税法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第6 議案第58号及び日程第7 議案第59号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第8 議案第60号から日程第12 議案第64号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第8 議案第60号から日程第12 議案第64号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第8 議案第60号は、令和2年度鞍手町一般会計補正予算第5号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、

2款 総務費では、7月上旬の大雨により町有地法面の砂岩が民有地内に崩落したことに伴い、その対応として民有地内に設置する防護柵の費用の一部を負担するため、財産管理費で補償費として200万円を計上しております。

また、庁舎等建設費において、庁舎等建設地内の民有地の取得について所有者との協議が合意に至ったため、土地購入費及び補償費の関連予算4,362万4千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、国や県の補正予算成立に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、公立保育所、私立保育所、放課後児童クラブなどの衛生用品等の購入に要する費用について所要の補正を行っております。

次に6款 農林水産業費では、認定農業者の機器整備事業が県の補助事業に採択されたため、女性農林漁業者の起業活動支援事業補助金として80万円を計上しております。

次に8款 土木費では、くらて病院移転地周辺道路改良事業において、県警と協議の中で信号機の設置について検討する必要が生じたため設計測量委託料として232万1千円を計上しております。

次に9款 消防費では、一般社団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業について、西川地区の自主防災組織の発電機、コードリール等の購入事業が採択されたため、コミュニティ助成事業補助金として200万円を計上しております。

次に10款 教育費では、公民館図書室の図書購入費として100万円を、庁舎等建設事業の関連事業である博物館別館の建設について、具体的に検討するため基本構想策定支援業務に係る委託料として165万円を計上しています。

また、学校給食センターのボイラー二基のうち、一基のボイラーが、温度が上がらない等の不具合が生じているため、その更新に係る工事費として400万円を計上しております。

一方、歳入では11款 地方交付税のうち普通交付税が決定したことによる追加をするほか、歳出予算に関連し、15款 国庫支出金及び16款 県支出金の増減を、18款 寄附金については、ライオンズクラブの解散に伴う一般寄附金の追加を、20款 繰越金については、令和元年度決算に伴う繰越金の追加を行っております。

これらの要因により、今回の補正第5号におきまして財源に余剰が生じたので、歳入側で財政調整基金からの繰入金で6,798万8千円減額することで、補正要因を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ7,937万7千円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ103億8,569万9千円としております。

次に、日程第9 議案第61号は、令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、国民健康保険税の本算定に伴い保険税を減額し、国庫支出金、基金繰入金、前年度繰越金及び諸支出金を追加するもので、これらの増減に伴い県支出金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ2,080万5千円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ19億1,299万5千円としております。

次に、日程第10 議案第62号は、令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、令和元年度の出納閉鎖に伴う滞納繰越保険料及び令和2年度後期高齢者保険料の本算定に伴う現年度保険料並びに前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ1,356万6千円を減額して、予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,331万7千円としております。

次に、日程第11 議案第63号は、令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算は、人件費、前年度繰越金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ550万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億7,743万円としております。

次に、日程第12 議案第64号は、令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、人事異動に伴う人件費を調整し、予算3条に定めた、収益的収入及び支出では、第1款 水道事業費用75万2千円を追加し、3億4,831万2千円としております。

以上が、日程第8 議案第60号から日程第12 議案第64号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第13 議案第65号から日程第21 議案第73号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第13 議案第65号から日程第21 議案第73号までの9件につきましては、令和元年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第13 議案第65号は、令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。歳入歳出決算額は、

歳入総額 75億9,759万7,442円

歳出総額 75億3,801万4,292円

差引額 5,958万3,150円となっており、この差引額から翌年度へ繰越すべき財源1,268万2,034円を差し引いた実質収支額は、4,690万1,116円となっております。

次に、日程第14 議案第66号は、令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 18億8,364万1,808円

歳出総額 18億2,937万5,173円

差引額と実質収支額は、5,426万6,635円となっております。

次に、日程第15 議案第67号は、令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2,919万9,148円、

歳出総額 2,919万9,148円、

差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第16 議案第68号は、令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、

歳入総額 2億7,076万2,332円

歳出総額 2億6,895万3,304円

差引額と実質収支額は、180万9,028円となっています。

次に、日程第17 議案第69号は、令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、
歳入総額 68万6,680円、
歳出総額 68万6,680円、
差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第18 議案第70号は、令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、
歳入総額 9億343万4,416円、
歳出総額 9億339万6,929円、
差引額と実質収支額は、3万7,487円となっております。

次に、日程第19 議案第71号は、令和元年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、
歳入総額 447万8,662円、
歳出総額 447万8,662円、
差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第20 議案第72号は、令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、
歳入総額 3億8,531万5,257円、
歳出総額 3億8,531万5,257円
差引額と実質収支額は、0円となっております。

次に、日程第21 議案第73号は、令和元年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、383万4,673円の黒字決算となっております。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、8,510万4,265円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金より補填しております。

また、損益計算におきましては、当年度純利益は、115万1,828円となっております。

以上が、日程第13 議案第65号から日程第21 議案第73号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 2 議案第 7 4 号から日程第 2 4 議案第 7 6 号の 3 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第 2 2 議案第 7 4 号から日程第 2 4 議案第 7 6 号までの 3 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 2 議案第 7 4 号は、鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事第 3 0 工区請負契約の締結であります。

同事業で行う西川処理分区管渠築造工事第 3 0 工区は、8 月 1 1 日に 7 共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額は、9, 6 1 8 万 4 千円、工期は、契約の効力の発生の日から令和 3 年 2 月 2 6 日までとして、東陽・福秀共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、日程第 2 3 議案第 7 5 号は、鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事第 3 1 工区請負契約の締結であります。

同事業で行う西川処理分区管渠築造工事第 3 1 工区につきましても、8 月 1 1 日に 6 共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額は、8, 8 5 8 万 3 千円、工期は、契約の効力の発生の日から令和 3 年 2 月 2 6 日までとして、昌栄・安田共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、日程第 2 4 議案第 7 6 号は、鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事第 3 2 工区請負契約の締結であります。

同事業で行う西川処理分区管渠築造工事第 3 2 工区につきましても、8 月 1 1 日に 5 共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額は、1 億 1 9 7 万円、

工期は、契約の効力の発生の日から令和 3 年 2 月 2 6 日までとして、水摩・光栄共同企業体と契約を締結するものであります。

以上が、日程第 2 2 議案第 7 4 号から日程第 2 4 議案第 7 6 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日 3 日から 6 日までの 4 日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日 3 日から 6 日までの 4 日間を休会とすることに決定しま

した。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時33分

令和2年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第2号）						
令和2年9月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年9月8日 午後1時00分				星 正彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年9月8日 午後2時33分				星 正彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添田政勝	出欠	11	西藤典子	出欠
	2	野口美恵子	出欠	12	的野信之	出欠
	3	田中二三輝	出欠	13	須山由紀生	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	5	新谷留晴	出欠			
	6	篠原哲哉	出欠			
	7	星正彦	出欠			
	8	有働徳仁	出欠			
	9	栗田美和	出欠			
10	許斐英幸	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	1	添田政勝		2	野口美恵子	

職 務	議会議務 局長	武谷 朋視	出欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	友澤和子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	高橋奈美江	出欠
	福祉人権 課長	芝野英和	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
	保険健康 課長	梶栗恭輔	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

令和2年第7回鞍手町議会定例会議事日程

9月8日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和2年第7回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
<p>10番 許斐 英幸</p>	<p>1. まちづくりについて (1)町総合計画、これは新型コロナでの影響が生じる前の計画であるが、総合計画の修正を検討されているのか。</p> <p>2. 有害鳥獣駆除について (1)猟友会に駆除のお願いだけでは限界があると思うが、今後どのような支援をするのか。</p> <p>3. 副町長の任命について (1)町長就任から2年が経過するが、副町長の任命はどのように考えているか。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>
<p>4番 宇田川 亮</p>	<p>1. 新型コロナ対策について (1)臨時交付金を使った町の独自支援策に不用額が生じた場合、他の支援策を行う考えは。 (2)インフルエンザワクチンの補助を行う考えは。 (3)軽症者等の自宅療養に対する町の対応は。</p> <p>2. プラスチックリサイクル業を行っているM社について (1)周辺地域から苦情が出されていたようだが、これまでの経緯は。 (2)県の許認可及び町への説明、住民説明会等は行われなかったのか。 (3)同様の苦情が出ないための対策は。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p>
<p>11番 西藤 典子</p>	<p>1. コロナ禍から命を守るために (1)PCR検査の実施拡充を。感染リスクの高い施設等の職員の定期的検査の実施等。 (2)そのための予算措置、助成を。 (3)児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でのPCR検査の実施は。 (4)コロナ禍で経営悪化した医療機関、特にくらすて病院への財政支援を。 (5)国民健康保険税の減免の実情と周知策。 (6)子どもの均等割の今年度の免除を。</p> <p>2. 情報通信ネットワークシステムの活用のために (1)国の実施に先駆けてのGIGAスクールサポーター等のICT教育人材の配置を。</p>	<p>町長</p> <p>教育長</p>

令和2年9月8日（第2日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、10番議員 許斐英幸議員の質問を許可します。

許斐議員。

○10番 許斐 英幸君

通告に従いまして質問をいたします。

初めに、町長にお尋ねしたいと思います。

町の総合計画があったと思いますが、これは新型コロナが始まる前の計画であります。その後町長は修正なり検討されているのかお聞きしたいと思います。

その中で総合計画を検討されるということであれば、今から先計画するにも、コロナに対してもやはり検討していかなければならないと考えております。

鞍手町を取り巻く商工業者は本当に苦しんでおります。これに対しまして施策、何かありましたらこの場でお答え頂ければと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

総合計画の件についてのご質問であります。

鞍手町の総合計画につきましては、平成27年度に第5次総合計画を策定いたしまして、第5次総合計画の後期計画につきましては、令和2年5月26日に策定しております。総合計画は行政運営を行って行くための基本となる計画で、どのようなまちづくりを行うか、目指すべきまちづくりの将来像を定め、そのためどのような施策を行っていくのか、本町の様々な分野の事務事業について記載をする計画であります。

先程も言いましたように、総合計画につきましては平成27年度に策定をしまして、28年からの9年間に於いて新たな力で躍動するまち鞍手を町の将来像に掲げております。基本計画は前期、後期、先程も言いましたように、いま後期を策定したばかりですが、事務事業を掲げて町の将来像の実現に向けた取り組みを実施するための計画であります。

従ってこのような観点から新型コロナウイルス感染症のような突発的に発症した感染症に関する対策を総合計画に位置づけるということはありません。

ただ、新型コロナウイルス感染症につきましては、国、県の指針や鞍手町新型コロナウイ

ルス等対策行動計画などに基づき対策を講じて行きたいと思っています。そしてまた、先程の質問の中で商工業者のことについての質問がありましたが、通告にはありませんのでなかなかこの場で満足のいくような答弁ができるかどうかは分かりませんが、ご質問をいただいていますので答えられる範囲で答えるとすれば、議員もご存じのように鞍手町では2度に亘ってこの新型コロナウイルスに対しての独自支援策を行ってまいりました。その中で、町民に対する支援、そしてまた事業者に対する支援ということで、今回の町独自の支援策については27の事業について独自支援策を行っております。

その中で商工業者の方に対しては感染症の予防に対する対策だとか、融資を受けた方に対するものだとか、家賃補助に対するものだとか、そういったことで今回2度目の独自支援策の中でも盛り込んでおります。そういった中で十分かどうかは受取方もいろいろあると思いますが、町ができる範囲内で最大の支援はして行っていると考えております。

○議長 星 正彦君

許斐英幸議員。

○10番 許斐 英幸君

いま町長が言われました。私は今から先、役場も来年度からかかって行きます。全般的でいいのですが、中心が行政庁があり病院ができるということであって、あの周辺がおそらく拠点になると思います。その辺も町長が今から先どういう開発をして行くのか、またインフラの整備をどうするのか、そういうことも検討して町長の考えでいいので、できましたら述べていただきたいと思いますが。

難しいことでなく、こういう考えを持っているということであればそれで結構です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

当然総合計画にも関することではありますが、鞍手町は議員が言われるように総合計画の中では、以前は鞍手夢大橋からインターに至るL字ラインということでありました。

今回L字にはなりませんT字になりますので、そこを中心とした当然ながら鞍手町の中心、市街地としての開発は進んで行くことにもなりますし、コンパクトなまちづくりを目指して行くということには当然考えております。そうしたものがいま建設中でありますくらべて病院であったり、また庁舎の移転先であったりということにも当然ながらなっております。

そういった中で、この第5次総合計画の中では、「まちににぎわいを」ということと、「人にかがやきを」ということと、「仕事の創出を」ということが3つの柱、基本構想となっております。そういったことで鞍手町としてはこの総合計画に従って進めて行きたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

許斐議員。

○10番 許斐 英幸君

町長の考えいろいろ分かりましたが、庁舎もでき、病院もでき、あの辺りが中心になってくるといふことであれば、これはインフラの整備もしなければいけないだろうといふことで、先を読みながら計画を立てなければこれは後でインフラ整備をするといふのはできないと思います。できれば役場の職員にプロがおります。その中で早急に話をされて前に進むような話ができたらいいなと思っています。

もう行政庁も来年からかかるといふことですので、一つそういう話を行政の中でも検討させていただければと思っていますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

当然ながら、先日も議会で議決いただきましたが、基本計画の策定にもあたるようになっていふます。そしてまた鞍手町の将来像を見据えた中で人口ビジョンを考えながら鞍手町の将来を考えて、当然ながら人口は減少していきまふすので、どうそれを考えた上で鞍手町の将来像を見据えるかといふことは非常に重要な問題だといふふうにご考えております。

先程からご答弁させていただきまふすように、鞍手町をどうコンパクトに、そしてまた住民の方達に住みやすいような町にして行くかといふことで、いま立地適正化計画を策定中でありまふす。この立地適正化計画を策定することで議員が言われるような住民の方達にとって住みやすい、そして満足いただけるような「まちづくり」に資するといふふうにもご考えておりますので、この立地適正化計画が策定されまふした折には、それに基づいた計画を進めて行きたいといふふうにご考えていふます。

○議長 星 正彦君

許斐議員。

○10番 許斐 英幸君

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは2番目に行きます。

有害鳥獣駆除についてでございます。

昨年6月に添田氏が害獣駆除におひてお尋ねをされたと思ひます。これはやはりその場に居る人間でないとなかなか分からないといふことで、私もそれに属していふますので質問したいと思ひます。

実を申しまふすと、猟友会に駆除をお願ひするだけではもう限界があるとご考えていふます。なぜかといふと皆さんが高齢になりました。辞めて行く方もおられます。そういう中でこれは今から先どうして行くのかと、我々もただ害獣駆除だけをするといふわけにもいかないし、皆さんもみんなお勤めをしていふます。いざといふときに間に合わないといふ状況もありまふす。

その中でいま農家の2代目が銃の免許、罾の免許もとって、自分達のテリトリーは自分達で守ろうといふ気運は少し出て来ておひます。その中で今後町がどういふ支援をして頂けるのか、その辺を今後担当課といろいろ話し合ひながらやっていふきたいと思ひますが、町長の

考えとして昨年は猟友会にお願いをしておりますという話でしたので少し中に入った意見を聞きたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在有害鳥獣の捕獲については猟友会に委託をし、年間を通して銃器及び箱罠による捕獲を実施していただいております。そしてまたいま議員がご指摘の件については今後の課題として当然ながら高齢化による捕獲従事者の減少も当町としても認識をしております。

本町においても有害鳥獣従事者数につきましては、昨年度から1名減少し、現在は14名になっているということもお聞きしております。

近隣の自治体につきましては、有害鳥獣捕獲に従事する狩猟者の育成を図るために新たに狩猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲に従事する方へ免許取得に関わる経費の一部を助成する事業を実施しているということは聞いております。

そういったことから今後本町におきましても有害鳥獣捕獲の担い手を確保するためにどのような支援策ができるかについては、できるかどうかも含めまして検討して行きたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

許斐議員。

○10番 許斐 英幸君

いま猪のことだけ言いましたが、2、3年前から鹿も入って来ています。この2、3年の内に鞍手管内で鹿も入っています。これが出だすとおそらく野菜を作っている方達の被害が出て来るのではないかなど。その中で我々も考えたのですが、それも1つ中に入れなければいけないだろうと。

今年の7月の終わりから、8月の初めに対して町長も聞かれていると思いますが、その火葬場の前の田んぼに猪が出て田んぼの中を走り回っているということで、私に、何とかお願いできないかという相談がありました。担当とも話をしながら1週間の間に3頭駆除しました。その前に長谷の辺りも田んぼを走っているということで駆除したということも聞いております。

その辺の田んぼを見ますと畦なんかはガチャガチャです。あれを見ると農家の人達は夜寝られない、また来ているのではないかということで。3頭だけは7月の終わりから8月の初めに駆除しています。そういう関係で、やはり農家の若い人達が駆除に対してとか、銃を持ちたいとか、持って駆除をしていこうとかという気持ちが盛り上がった中で、町長はいま言われましたので、できれば担当辺りと私も交え、そこにも猟友会の支部の班長もおりますので、その方々と話をしながら何とかこの支援をしていただきたいということでもあります。その辺りを町長にお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

有害鳥獣、その中でも猪につきましては、実は私が住んでいる幸町も山手になりますが、その住宅街にも猪が出て、その方が植えているスイカ等を荒らされたというようなことから、係の方で箱罾を仕掛けてもらった経緯があります。

田んぼとかの農地だけでなく、最近ではそういった住宅地が隣接するようなどころまで猪が出ているというようなことも私自身も認識はしております。そういったことから何とか対策は必要ではないかなというように考えておりますが、当所答弁したように14名の方しかいないということでもありますので、何とか他の方にも狩猟免許を取っていただいて、捕獲をしていただけるようにという考えは当然ながら持ち合わせておりますので、そういったことに対するどういったことが支援としては必要なのか、また本来支援自体が当然ながら先程も言いましたように必要かどうかも含めましてもう一度検討して行きたいと思っております。

○議長 星 正彦君

許斐議員。

○10番 許斐 英幸君

町長の近くも出たということですが、それは一応駆除しました、この3頭の中の1頭です。

今から先そういう形の中で、じゃあ銃を取りました。すぐ駆除ができるのかといたら、これはまた法律があります。3年以上しなければいけないとか、5年以上しないといけないとかという法律がありまして、そういうこともクリアしなければいけないので、なるべく早く対策を担当課長たちと話しながらやって行きたいと思っております。

そういう相談に行く時には担当の方に行けるようなことを町長は考えていただければと思いますのでお願いします。

次に、最後になりますが、1年前に副町長の件で答弁をお願いしました。その後、1年になりますが、どのように考えているのか、できれば早くしていただければと思います。

これはなぜかという、前にも言いましたが、各課長等々が困っているのではないかなと。私も議会に入った以上見て回り、お聞きすると困っていると、できれば早く副町長の件は。1年になりました。ですから前向きに考えて、少しでも早くお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この副町長の件につきましても昨年の9月議会に許斐議員からご質問をいただいております。その時にもご答弁させていただきましたが、私自身も町長をさせていただくようになった当所から副町長は必要だというふうに当然考えておりますし、今も2年経ちましたがその考えには全く変わりはありません。私と二人三脚で鞍手町の発展のために一緒に前を向いて進んで行っていただける方、そしてまた私が足りない部分を補っていただける方が居てくれ

れば本当に私自身どれだけ心強いのかと本当に思っております。

先程許斐議員からは課長達がなんとか副町長をとというような声があるようにというようなご質問でしたが、課長も当然そうだと思います。それ以上に私自身が何とか副町長を早く良い方にご相談をし、そしてお受けいただければというふうには考えております。

そういった思いの中で副町長に対してある方には打診をしてもおります。しかしながら今持ってなかなか良い返事をいただいているということにはなっておりません。もうしばらくと言ってももう2年経ちますが、副町長が不在の状況が続くということになると思います。

何とか許斐議員からも2度もご指摘をいただいておりますし、副町長の候補者をこの議会にご提案できればというふうには考えております。

○議長 星 正彦君

許斐議員。

○10番 許斐 英幸君

私がなぜそういうのかは、大きな問題が堆積しております。町長一人がやるということは大変だと思っております。やはりこれはまた私は後で1年ですかというようなことも言いたくもありませんし、できれば今年中に何とか決められて、後は来年から新庁舎も建っていきます。町長も大変だと思っておりますので、できれば早くして職員との繋がりを密にするためにも副町長が必要ではないかなと思っておりますので、ひとつ前向きに考えていただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

以上で許斐英幸議員の質問を終了します。

次に、4番議員 宇田川亮議員の質問を許可します。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いまして2点について質問をいたします。

まず1点目は新型コロナ対策についてです。町はこれまで5月と7月にそれぞれ臨時議会を開催し町独自の支援策を講じて来ました。

先程の答弁では27事業というふうに町長が言われていましたが、この財源の主たる部分は国からの地方創生臨時交付金で、1次分、それから2次配分の合計は3億5千万円を超えております。また支援策については多岐に及んでおり、申請がなければ予算も執行されないものもあります。そこでお尋ねしますが、交付金に対する執行残、不用額が生じた場合、他の支援策を行う考えはあるのかお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま宇田川議員からご指摘のとおり、第1次で9,434万3千円、第2次で2億6,329万2千円、合計しますと3億5,763万5千円の交付限度額ということで臨時交付金

をいただいております。

不用額が生じた場合の支援策とのご質問であります。第4号補正については、去る7月27日に議会の議決をいただきました。現在、各課において町独自支援策として住民生活等への支援に加えて、事業者等への支援策を実施しているところです。

現段階においては、不用額が生じないように実施します支援策が滞りなくできるようなことで支援策の周知に努めているところでもあります。そういったことから不用額については見込めない状態です。

しかし、ご質問にありますように臨時交付金の額を下回るような執行状況であれば、追加の策を検討することが必要になるかも知れないというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

予算自体は少なく見積もるわけにはいきませんので、必ず多かれ少なかれ不用額というのは出て来るとは思うのですが、早めに見極めていただいて、いろいろな支援策があると思いますが、そこを考えてできるだけ町民の支援に繋がるものを迅速にやっていただきたいというふうに思います。

予算執行残額の予想も常に立てていく必要があるのではないかとこのように思います。その額によってはこういう支援に使えるなというような対策も立てられると思いますので、その点についてもう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま宇田川議員がご指摘のとおり時間の経過でどれぐらいの不用額が出そうかというようなことは今後当然ながら検討して行く必要があるとは考えております。そういった時期を見ながらある程度の想定をして行き、そして不用額がどれぐらい出るかどうかについて、その額に応じたものがひょっとして新たな支援ができるような不用額が仮に出るとすれば、先程言いましたように、そのことについては追加の支援策を考える必要があるかなとは考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

町の厳しい財政の中で町の単費も含めてですが、ぜひともこの危機を乗り越えるためにも頑張っていただきたいというふうに思っております。

次に、インフルエンザワクチンの助成についてお尋ねします。

北九州市では、冬場には新型コロナとインフルエンザが同時流行する恐れがあることから、65歳以上の高齢者や基礎疾患を持つ60歳以上の人、医療従事者、福祉関係の従事者、教

員などを対象に自己負担1千円で受けられる支援策を発表しています。

鞍手町でもインフルエンザワクチンの補助を拡充するべきだというふうに考えますが、町長の考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

インフルエンザワクチンについてのご質問ですが、現在、本町においては、インフルエンザワクチンの予防接種について、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳の心臓病、腎臓病、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極端に制限される程度の障がい有する方、及び「ヒト免疫不全ウイルス」により免疫の機能が日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方「おおむね身体障がい者手帳1級程度を有する方」を対象に補助事業を行っています。

今回、宇田川議員の質問でございますが、8月26日に厚生労働省予防接種ワクチン分科会では、日本感染症学会から「新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行を最大限、警戒すべき」として、「医療従事者、高齢者、乳幼児から小学校の低学年へのインフルエンザワクチンの接種が推奨される」と提言を受けているということです。それで予防接種法に基づく定期接種対象者（65歳以上の高齢者）に加え、乳幼児から小学校低学年、医療従事者等が希望する場合に接種の機会が逸することがないように、優先的な接種を呼びかけるとされています。そうしたことから今後、インフルエンザワクチンの接種について、町として厚生労働省予防接種ワクチン分科会の呼びかけに応じ、取り組むかどうかについては今後前向きに検討していきたいと考えています。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

現在の65歳以上の方、それから60から64歳で、先程言われたような疾患、障がい等がある方についての補助があることはわかっております。一人1,300円の自己負担、ただこれの接種率がどういうふうになっているのか分かれば、ある程度の数字でいいので分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

昨年度、令和元年度で対象者が6,036名に対しまして接種者数は3,275人、接種率は54.3%でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

半分は超えていますけれども、やはり今回のコロナと同時流行したら大変なことだろうというふうに思います。熱発したはいいがコロナなのかインフルなのか分からない、どういふふうに診断すればいいのかというようなことも出て来るのではないかなというふうにも思っておりますので、ぜひともこの率を上げていただきたい、そのための施策を鞍手町では現在1,300円ですが、北九州は1,500円から1,000円まで下げました。

福岡市もたしか1,000円だと思いますが。乳幼児等はインフルエンザは2回受けないといけないのです。福岡市はたしか1回分しか補助しないとかがあったと思いますが、そういうのも含めてぜひ100%に近い数字を出すための方策を前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁しましたように厚生労働省の予防接種ワクチン分科会から接種の機会を逸することがないよう優先的な接種を呼びかけるということにもあります。

鞍手町としても、一応今の補助でいいのかどうか、ある意味先程課長が答弁しましたように接種率自体は低くもなっております。これが補助の金額によるものかどうか、その辺は定かではありません。これを例えば、北九州市、福岡市のように1,000円にしたらほぼ100%に近づくのか、無償にしたら100%に近づくのか、そういったことは今のところ全く想定ができません。そういった中で先程答弁しましたように、インフルとコロナ感染症が同時に感染をするというようなことは国としても避けたいというような意向での推奨でもありますので、先程も答弁しましたように鞍手町として何ができるのか、仮にできるとすればどのような補助ができるのかというようなことについて検討して行きたいというふうにも考えております。

ただ予算の、高齢者については予算は計上しておりますが、その他の、例えば乳幼児であるとか、子どもさん達については全く予算の措置はしておりません。そういったことから、もしも仮にこれを支援するとすれば当然ながら予算措置をしていくということにもなりますし、これはこれでまた補正なりを組んで議会を開催していただくということにもなります。そしてまたインフルエンザは国の方とか、または報道等でもなるべく早くの接種というようなことで、10月、11月に接種をしたらどうかというような報道等もあるようにも思います。そういったことも勘案しながら、そういった時期も含めて早急に検討し、進めるというようなことが今後考えて行くとすれば、また臨時会なりなんなりというようなことをお願いするようなことにもなります。そういったことも含めまして、全体として前向きに検討して行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

1つ言えることは額を下げるのか、下げないのかで接種率が変わるのか、効果があるのか分からない、蓋を開けないと分からないとは思いますが、ただ1つ言えるのは、周知するだけではなかなか伸びないと思いますし、額を下げることによって受けやすい環境を作るといのは、これは接種率を伸ばすための前向きな材料であることには間違いないということです。これだけはお伝えしておきたいと思います。

それと対象者についてですが、やはりどうしても濃厚接触をしないと駄目な医療従事者、介護の従事者だとか、また保育、教員も含めて、そこは対象はぜひ広げていただきたい。町長は先程から前向きに検討するというふうに言われてありますので、ぜひそこは考えていただきたいというふうに思います。

次に、軽症者等の自宅療養に対する町の対応についてお尋ねします。

町内のコロナ陽性と報告された方は、軽症、重症それぞれ1名ずつで、両者とも入院中のことでした。しかしながら今後自宅療養の対象者が発生した場合、配食サービスや健康状態のフォローアップなどが必要になってきます。

配食サービスを行う場合、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により補助されることにもなっています。今後の町としての対応をお示し下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

新型コロナウイルスに感染した場合ということですが、これは保健所の指示のもとに入院または自宅療養等が決定されています。

個人情報観点からだと思います。町には、鞍手町の居住地の方に新型コロナウイルス感染症に罹患した方がいるという情報しか保健所からは伝えられませんので、町としてはどなたが罹患されたのかというのは把握できない状況になっています。

従って、罹患した方については、町がどこにどなたが感染されているかというのは把握できておりませんので、罹患された方については保健所の指示に従っていただいて、入院や自宅療養等をしていただきたいと考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

保健所の指示で調整が必要ということで、なかなか調整がつかなくて自宅療養でとそれだけ言われて、だけでも外出したりとかという方が居るわけですね。

今回の、もちろん個人情報であり、保健所でしか把握していない、町は氏名等は分からないということですが、配食サービス等を行うというようなことで県と町が契約すればそれは教えて貰えるそうです。ですから、その辺はぜひ確認していただいて、今後自宅療養と言われたら出てもらいたくない誰も。本人もうつしたくないだろうし、そこはやはりぜひ慎重に

考えていただきたいし、配食サービスできる業者がいるのかどうかも含めてですが、いろいろそこは鞍手町内でコロナの陽性者が広がらないための方策をぜひ慎重に町としても考えていただきたいというふうに思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

宇田川議員からご指摘がありました配食サービスについてですが、そのことについてはこちらの方としては全く認識はありませんでした。そういったことから、鞍手町では2例の方の陽性反応があったということの報告はありましたが、先程答弁したようにほとんど詳しい情報というのは保健所からの提供はありませんでしたので、そういったことからなかなかこちらとして罹患された方の把握もできませんし、どういった支援というのなかなか難しいというふうなことです。

ただ、いまご指摘があったことで配食サービス、その他のどういう支援が県の方から尋ねればできるかということについては、それこそ早急に県の方に問合せをし、確認をしたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

これは県と保健所が所在している市、それから特別区に対して厚労省のコロナウイルスの対策推進本部から事務連絡として追加分で8月7日に新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備についてに関するQ&Aについてその8ということで、疑問をもつ質問が2つ増えているのですが、自宅療養を適切に実施する上で留意点はどのようなものが考えられるかという問いと、もう一つは、自宅療養における食事の確保についてはどのような方法が考えられるかという点についての答えがこの事務連絡で下りて来ているわけです。

その中で留意点については縷々ありますが、やはり食事の確保ということで、買い物にも行けない、自宅療養ですから配食サービスを受けないといけない、その食事の確保について、例えば、1食1,500円の補助があるとか、そういった随契でそういう補助が可能だという事務連絡で書いているので、ぜひそういう点も含めて県とも確認、協議をやっていただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いまご指摘の点につきましては、確認をして行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

よろしくお願ひします。

次にいきます。

2点目の質問としてプラスチックリサイクル業を行っている、ここではM社と言いますが、M社についてお尋ねします。

この会社は昨年9月ころから操業を開始し、24時間操業する中で騒音、異臭、煙、光等の苦情が周辺地域住民から出されていたそうです。この件についてこれまでの町の対応を含めた経緯をお知らせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、担当課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

M社についてのこれまでの経緯を説明させていただきます。先程議員が申されましたように令和元年9月に廃棄物処理業者が操業を始めているが問題はないのかと通報がございました。そこで嘉穂鞍手保健福祉環境事務所、直鞍広域消防、直方警察署、福岡県県土整備事務所、役場農政環境課におきまして立ち入り検査を行っております。

その結果、この施設は、産業廃棄物処理施設ではなく、再生プラスチックの製造施設であり法的な違反行為はないということが確認されました。しかし、敷地内の設備において何点かの問題があり、先程申しました関係行政機関より改善の指示がされております。

この何点かの問題点については、その後、改善されていることを関係行政機関がその都度確認しているところです。

次に令和2年6月に地元の区長からM社の悪臭についての相談、同じ時期に匿名の封書が鞍手町役場と嘉穂鞍手保健福祉環境事務所に郵送されてきました。その内容は、先程申されましたとおりで、騒音・悪臭・工場の夜間の照明がまぶしいというような苦情でございました。このことによりまして役場と同事務所とともに騒音・悪臭について工場の設備を調査しましたが、今の段階で騒音規制法及び悪臭防止法に抵触するものではありませんでした。また工場の照明についてはその後、改善されているところでございます。

しかし、地元の区長からも苦情が寄せられておりましたので、M社の社長と話をし、周辺の3人の区長に工場を視察させていただき工場の作業工程等を説明していただき、その後、意見交換を行い周辺区長からは工場に対する一定のご理解を頂いているところです。

その後、役場及び関係機関に苦情は現在のところ寄せられておりません。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

最初から24時間操業で騒音、異臭、煙、光などの住環境に悪影響を及ぼすような会社等につきましては、県の許認可が必要なのではないかなというふうに私は思うわけですが、その点についてはどうなのか。

また、操業前にそういう操業をするのであれば町への説明、それから住民説明会等があつてしかるべきではないかというふうに思うわけですが、そうしたものは行われていないのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この事業所は先程も申しましたように産業廃棄物等の処理工場ではございませんので県の許認可及び町への説明などは特に必要ありません。但し、令和元年3月に鞍手町を通して福岡県に土地売買等届出書が提出されておりまして、その書類の内容で工場・倉庫・事務所として使用することは確認しております。

M社の社長によりますと事業開始前に周辺区長及び周辺の住宅にはあいさつを兼ね訪問して簡単な説明はしたということですが、住民説明会等は行われていません。

先ほどご説明しましたが、今年6月に周辺区長と社長は会議の場で意見交換を行っており社長は今後も苦情や要望については前向きに対処することを確認しています。

その場には私ども、鞍手町役場と環境事務所の方も立会をおこなっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

先日3つの地域の区長さんにお話しを伺って来ました。会社と町も入った協議の中で大分改善はされて、最近地域住民からの苦情はないというようなことでしたが、ただ不安な点がいくつかあるということで、1つは交通安全の確保、あそこは前の歩道がもの凄く狭いので。県道でもありますし、道幅も狭いし、この会社を出入りする車だけではなくて、前の道路は大型車がスピード出してしょっちゅう通るようなところですよ。ですから交通安全についても凄く不安がっておられます。

もう一つは、煙。一見どういう煙なのか分からない。水蒸気なのか何なのか。煙のような水蒸気のようなものであると、その中身についてぜひ環境に対して影響がないのかどうか調べて欲しいと。

もう一つは、水を使って、循環しているそうですが、最終的には近くの川に流していると

ということですが、その水についてぜひ水質検査を行って欲しい。水質検査を行って、結局煙の成分についても水質についても科学的数値でやはり影響がないということを確認すれば地域住民もそれは納得するのではないだろうかというふうに私は思うわけですが、それについてぜひ前向きに、環境は大丈夫というお墨付きを出すような検査をしていただきたいというふうに思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

まず、何点かご質問をいただきましたが、1点目の交通安全の件については一応区長さんから同じようなお話しがありまして、多くのトラックの出入りがあるということで、これについてどうか対応をお願いしたいということでございました。社長さんの方は学校の下校時間、登校時間は大体皆一緒ですが、下校時間については上学年、下学年と、何か行事があった時に時間帯も違います。

私がこの会議の後に学校の方に行きまして、校長先生と打合せをさせていただきました。校長先生の方から、大体子ども達が一週間の授業が終わって、学校から下校する周辺、該当する工場の周辺を通る時間帯等もペーパーでいただいて、そのものを会社の社長さんにお渡ししております。できるだけその時間帯を避けるように物資の搬入はしたいということと、出入りするドライバーには注意を促すということで打合せを行っております。

それともう1点の悪臭の件でございますが、これにつきましても6月に立入検査をしたときに区長さんも一緒におられました。脱臭装置が整備されております。但し、コロナの影響下におきまして下のダクトの傘の部分がまだ完全に出来上がっておりませんでした。これが完成すれば完全ではないかと思いますが、臭いの部分と、先程言われました煙、これは明確に言いますとおそらく蒸気ではないかというふうに思っております。これに若干臭いが混じっているというような状況でございました。

これについても社長の方からは10月までにこの装置を完成させるということで報告を受けております。また完成したら社長の方に連絡を下さいというふうに私の方が約束を取り付けておりますので、その時点で町と福祉環境事務所とで立入検査をさせていただくように準備を進めております。

あと、水の関係も今のところは、先程議員がおっしゃいましたように、最初は若干装置から出る水が外の方に流れ出ていたようですが、これについても循環型の装置を付けられて、水をリサイクルしてその機械が使う水については外に排水をしないというような装置が付けられているようです。

あとは工場内の雨水とかというものについては当然外には出ているようですが、環境事務所の方と打合せをしまして、水質検査とか悪臭の関係の調査が必要となってくればその都度協議をして、そういうものが必要であれば進めたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

交通安全の件についてですが、もちろん子どもさん、親子さんも含めて会社が注意する必要があると思います。ただし、あそこはそういう工場が入って来る、会社に来る前から、やはり県道が狭い、歩道も狭いということで何とかして欲しいという改善要求がずっと出されていた場所でもありますし、そこはやはり県とも協議をして、その会社が来たからではなくて元々からあそこは危険な道路でありますから、何とかその改善をお願いしていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

県道直方・宗像線につきましては、宗像市、直方市、鞍手町、2市1町で県の方に歩道が狭いので歩道拡幅の整備の要望書を毎年出しております。現在、手前までは来ていますが、橋の歩道ができて、その先を続けるような形で県の方には要望をしています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。なかなかすぐにはというふうにはならないと思いますが、ぜひその間に事故が起こらないようにぜひ対策を練っていただきたいと思います。

それと水の件ですが、ある程度循環ではあるかも知れませんが、不安を払拭していただきたい、水質検査である程度の検査をすれば数値が、そこまでお金は掛からないと思いますが、ぜひそれをやって数値が正常値ですよと、基準値以内ですよということであれば納得するのではないだろうかというふうに思うわけです。そこはぜひ検討していただけないでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

先程申しましたように、懸案事項について10月にそういう立入検査を保健所とするようになっておりますので、またそこと打合せをしまして、おそらく河川の水質、流れ出る水質は県の方の担当になるかと思っておりますので、そちらの方と協議をして検討させていただきます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

最後に、今後この会社だけでなく別会社が操業を始める場合にこういった同様の苦情が

出たりとかということがないように対策を考える必要があるのではないかと思います。
これについてぜひ町長からの答弁を求めたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

M社については今まで答弁したとおりであります。M社についても周辺からの苦情が出ないようということで、先程の答弁のとおり今後も県も含めて対応して行きたいというふうに思っております。

また、別の事案の対策につきましては、許認可が必要な案件につきましては、関係機関から情報提供により事前に対応することもできますが、許認可が不要な案件については情報が少なく、事前の対応は難しいというふうに考えております。しかし、日頃の業務の中で情報収集を行い、同様の苦情が出ないように町として努めて行きたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回住宅のすぐ近くに工場が来られて、しかも24時間操業して、金属が混ざった時にもすごい音がするらしいのですが、そういった音、それから光で悩まされたというようなことですから、誰が考えても普通そこまで、住宅のすぐ横でそんなことをしていたらやはり住環境に悪影響を与えるのではないかと、許認可が必要じゃなくても。そこは何か対策を考えないと。じゃあ許認可が必要でなければ、本当言ったらM社も今までどおりやっていたわけですね。それについての対策もぜひ考えて行く必要があるのではないかと思います。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

当然ながら一般企業は、例えば町に来られるというようなことについて当然ながら許認可があればそれについてこちらの方としても権限がありますが、ない場合に町としてどれだけのことができるかということになります。今回の場合は住宅地に近いというようなことでいろいろと苦情等があったようですが、本来あそこは以前からも工場があった跡地に来た企業でもあります。そういったことから、以前の工場が24時間操業だったかどうかというのは私は承知はしておりませんが、いまM社が来られたところというのは、先程も言いましたように工場のあったところでもありますので、その点について住民の方から敢えて、また苦情が出ているわけですが、そういったことはM社の方が繰り返し答弁がありますように非常に真摯に受け止めてくれて、住民に配慮した対応をいただいています。

その他の場合についても、鞍手町については用途地域を指定したりだとかというようなこ

とでなるべくそういった住宅地に隣接しないようなところに工場等が誘致できればいいなというふうにも考えておりますし、その辺、一般企業についてなかなか鞍手町からここにか、あそこにか、こういうことは止めて下さいというような規制等がどの辺までできるだろうかというようなことにもなると思います。

その辺はケースバイケースにもなるとは思いますが、なかなか難しいところもあるというふうにも考えます。ただいずれにしても宇田川議員が質問されますように住民にとって生活環境をおびやかされるようなことがあってはいけないというようなことも私どもも考えますので、その辺も含めてケースバイケースで考えて行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

最後にしますが、今回は今のところ真摯的な態度でその会社の社長さんは苦情に対して真摯に受け止められて、いろいろな改善策をされて来ているから今のところはいいと思いますが、じゃあ法に触れなかったら何でもしていいかというような会社が来た場合にそれは困るので、先程なかなか改善策、対策が見つからないというふうに町長は言われましたが、ぜひアンテナを張っていただいてそういうことができるように考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮議員の質問を終了します。

次に、11番議員 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

大きく2点に亘って質問いたします。

1点目ですが、PCR検査の実施拡充ということでお尋ねいたします。

終息の見通しが立たぬままに日増しに感染の不安が高まっている新型コロナウイルス感染症ですが、くらで病院が行っていますPCRの自費検査に遠方からも希望者が押し寄せるなど、検査実施の要望は高まっています。そんな中、東京都の世田谷区、千代田区、或いは千葉県松戸市、他に最近どんどん自治体が独自にPCR検査に取り組むという事例が出ていました。そういうことを受けましてやっと政府も感染流行地域での医療、高齢者施設等の一斉定期的な検査、地域の関係者の幅広い検査について政府として都道府県等に実施を要請すると決定しました。

幸い鞍手町はまだ感染流行地域ではありませんけれども、隣接の北九州市をはじめ、最近では飯塚市や田川市、直方市でも増加の傾向です。感染が広がりますと深刻な影響が出ます。医療機関や高齢者介護、障がい者福祉施設、また保育関係、学校等で働く人々への定期的な検査、更に入所者への幅広い検査、いわば社会的検査といわれるようなものですが、これを実施しまして、無症状感染者も含めて早期に把握、保護することで検査によって感染を押さ

え込む体制に鞍手町も入るべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま西藤議員からご質問の中でご紹介がありましたが、内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策推進室より8月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組について」の事務連絡が各都道府県の新型コロナウイルス感染症対策部局宛に通知されています。

その中で、先程ご指摘がありましたように、検査体制の抜本的な拡充として、「感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、一斉・定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請する。」とあります。ご紹介していただいたとおりであります。

本町においては、これを鑑みますと感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域は現在のところ確認されておりません。

先程のご質問にありましたように、現在2名の方が陽性として今まで鞍手町としては感染者が出ておるところですが、今後、本町においてそういった地域が確認された場合には、県の指導を仰ぎながら実施については検討していきたいと考えています。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

実際感染者が出てクラスターが始まったというような状況のときになって対策を講じようと思っても手遅れになります。従って、国の方針も次々変わって来るとは思いますが、すぐに開始しなくても必要が感じられる状況になりましたら、そういう事態になった時には直ちに実施できる、そういう準備はしておくべきではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程答弁しましたように、鞍手町では2名の方の感染が確認されております。福岡県60市町村の中でも非常に少ないというふうに考えております。これは取りも直さず住民の方達の意識の高さであろうというふうにも考えますし、いま言われている新しい生活様式、手洗い、マスク、消毒、ソーシャルディスタンスも含めて、そのような意識が住民の方達の中に十分根付いているものだというふうに考えております。

そういったところから、いまの状況の中で議員ご指摘のような対策が本当に必要なのかどうか、それに対する、次の質問にも関連してきますが、予算を鞍手町として計上することが必要なのかどうか、そういったことも含めまして考え合わせる必要があるというふうに思います。

そういったことから、先程答弁しましたように、そういった状況が発生した場合には検討して行きますが、今のところはそういった状況にはないというふうに認識をしております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

重症者や濃厚接触者と認められれば行政検査の対象になりますし、公費でPCR検査を受けられます。それも国と自治体が折半となっているようです。そして今自治体の負担については地方創生臨時交付金の対象だそうです。国として実施を要請することになるならば社会的検査、これについては沖縄のお医者さんなどもおっしゃっていましたが、これは診療というよりは検診であると。そういう検査が今後は必要になって来るというようなことを言われていましたが、そのような社会的検査と言われるものも行政検査と同じように認めるべきであると、こういう要請を国にしていく必要があると思います。

今は確かに出ていません。しかし近隣で、先程も申しましたけれども飯塚市、田川市、直方市はかなり増えておりますので、やはりそれまでの間、助成のための予算措置、これは一応計画としては持っておいていただくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

予算措置としてそのようなものを持っているというようなことは予算上あり得ません。必要なものを計上するというのが予算ですので、そういうようなものを事前に持つということはなかなか予算上はないことだというふうに考えます。

そして近隣のことが出て来ましたが、近隣の中でも直方市だとか飯塚市だとかは出ておりますが、議員が言われるような対策を考えているというようなこともこちらの情報としてはありません。

そういったことから、当町においては近隣よりもまだそういった発生状況にはないというふうに認識をしておりますので、今のところそういった予算措置等も含めて必要がないというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

こういうことを私が提案しますのは、くらて病院の取り組みがあるからです。くらて病院では、この間からPCR検査の自費検査をされていますが、国民の強い要望に答えて、収益よりも町民の安心・安全の方策ということで、他に見られない1万円という格安の料金で近隣の病院に先駆けてPCR検査を開始され周辺地域でも非常に好評なんです。

愛知県などの例を見ますと、1人あたり3万円プラス税とか、企業関係でも2万5千円プラス税とかということなんです。ところがくらて病院は1万円という料金でしていただける

のです。これをちょっと聞きますと、お医者さんとか看護師さんとかの人件費を考えると全然収益を度外視した内容だということでありますが、また、他の例で言いますと、長崎の国際大学などは学生や教職員の健康や命を守ることを目的に検査を始めた。検査は専門の検査員を雇用して、機械は長崎県から供与されたわけですが、検査対象は学生や教職員だけでなく佐世保市民なども幅広く対象として1回3,500円からできると。

或いは、京都産業大学では、学生の負担は千円でしているとか、いろいろな工夫の仕方によって安く、しかも多くの方に検診のような形でして、そして絶対に感染を広げないという方法もあるのではないかと思います、そういう検討もくらて病院とともに検討されて、いざという時のための準備といいますか、検討を進めていただけたらいいのではないかと思います。提案しているわけでございます。いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いまの質問の中でくらて病院の件が紹介されていますが、くらて病院につきましては、独立行政法人ということで、町の行政とは一線を画した中での病院経営をされております。そういった意味で、この唾液でのPCR検査をお考えになられて進められるということは、ご紹介がありましたように町だけでなく近隣の方達にとっても非常に有効なことだろうというふうには思います。

その他に大学のこともご紹介をいただきましたけれども、大学は大学でそれぞれ学生を対象とした施設でもあります。そういったことから必要性を感じてされているということだろうというふうに思います。また料金についてもいろいろと他の所は3万円というような数字だとか、また大学だと3千円とか、そういういろいろな数字のご紹介がありました。くらて病院の1万円ということもありますが、その検査の仕方、例えば唾液検査なのか、鼻腔からの採取による検査なのか、そういったものでも料金が違うようにも考えております。と同時に、そういったことは別として、検査についてもそれが先程も答弁しましたように必ずいまここで鞍手町の住民にとって緊急、または必要性のあるものかどうかについての判断も必要だろうと思いますし、それには当然ながら予算も伴うものであります。

そういった予算について本当に必要性を感じて緊急にでも必要だということであれば、先程言いましたように検討することが必要だろうというふうには思いますが、何度も繰り返しますが、いまの鞍手町の状況を勘案すれば、今のところはそこまでの検査は必要ないというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

先程の4番議員の質問の中にインフルエンザワクチンのことも出ましたけれども、これから冬に向かってコロナの感染症かインフルエンザか分からないという患者さんが増えて来る

可能性もあります。できるならばいろいろ知恵も結集して対応策も準備していただければいいなと思っております。これはここで打ち切りたいと思っております。

次の質問ですが、三密はどうしても避けられない、特に学童保育などのような場合、そういう場合の関係者がどうしても1日も早く、一刻も早く、少しでも早く対策を立てたいというご希望をもっていらっしゃる場所もあるようです。その場合に支給予定の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、これで職員のPCR検査を実施できるものならしたいという要望もあるようですが、これは可能でしょうか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては福祉人権課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

答弁させていただきます。

ご質問にありました児童福祉施設などで行います、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施については、令和2年6月19日付厚生労働省子ども家庭局長通知があり、都道府県を実施主体として事業を実施するものとされ、その後、福岡県の方は「福岡県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱」を策定し、令和2年7月22日から施行しています。

その中で、市町村等が実施者として行います新型コロナウイルスの感染拡大防止事業として、保育所など1施設当たり50万円を上限として、保育所等のマスクや消毒液等の衛生用品や、また感染防止のための備品の購入等が県の全額補助で実施できることになりました。具体的な補助対象経費は要綱の別表で定められており、ご質問のPCR検査実施に係る費用については、この補助金を活用できないこととなっています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

次の質問に移ります。

コロナ禍によります受診抑制等で医療費は大変な赤字となっております。4分の1を超える病院が夏季賞与を減額支給という報道もありました。県の民営へのアンケート調査でも約8割の医療法人が影響があったと、約5割の医療法人は資金不足であると、そういったことが明らかになっています。

鞍手町のただ一つの病院であるくらで病院ですが、先程も申しましたけれども非常に熱心な経営をされております。そういう経営姿勢からも鞍手町になくはならない病院だと考えます。コロナ禍による経営悪化のしわ寄せがくらで病院で働く皆さんの給与の減額などとい

う結果に至らぬように実効性のある損失補填の仕組み等を創設するなど、町として最大限の財政支援をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

医療機関等の支援につきましては、国の第2次補正により、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の抜本的拡充によりまして、県において重点医療機関への支援、医療従事者等への慰労金の支給、院内感染防止等の支援が行われており、くらで病院においても財政的な支援が行われる予定です。

また、町としては、従来から総務省が発出する地方公営企業繰出金通知に準じ算定した地方交付税に算入される額、約2億7千万円をくらで病院運営費負担金として支出することとしており、普通交付税分以外の財政的支援を行う予定はありません。

今後についても、自主性・自立性を発揮した法人運営ができるよう相互に連携しながら経営の安定化に努めていただきたいと思いますと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

やはり潰してはならないと思います。ご検討をお願いしたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

コロナ禍による3割以上の減収者に対する国保税、他にも後期高齢者医療保険など、それから介護保険も含まれているようですが、これについて特別減免制度が国庫負担で行われておりますが、鞍手町においてはどういうふうになっているのでしょうか。申請件数、合計金額をお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては税務住民課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

国民健康保険税の減免の実情につきましては、9月1日現在9名の方が減免認定を受けられ、減免額は145万600円となっております。

また、電話等で制度の内容や手続きについての問い合わせがあつておりますので、今後減免申請があるものと思われれます。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

関係団体で県の方に交渉しました結果、県の方でも折角できた減免制度なので積極的に申請をしていただきたいという答弁がっております。

高すぎて納めきれないと悩む人が多い国保税等、後期高齢者、介護保険もありますが、これは国費で減免されるということですね。まだ知らない方も多いのではないかと思います。いま9名の方で145万とかなり金額も多いですが、滞納を防ぐとか、今まで滞納した方もいらっしゃると思いますが、こういう機会にぜひ制度を活用していただきたい、そのためにまだ9名ということで連絡はあっているそうですが、更なる周知策のお考えはあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

いま西藤議員の方からおっしゃられましたように、県の方では8月15日現在8,165名の減免の実施状況となっております。周知策につきましても、町といたしまして6月及び8月の臨時号の広報に掲載しています。そしてホームページにも常時掲載しています。

また窓口等に納税相談に来られる方につきましても減免に該当しそうな方には手続き等につきまして説明を行って積極的に制度を活用してもらうように説明はしております。

以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ぜひ、再度いろいろな機会を通じて、この機会しかありません。この機会を逃すことなく減免の対象である方に権利を行使してもらうという形で進めていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

高すぎる国保税の中でも最も理不尽な子どもの均等割でございます。他の健保にはない、収入もなく資産も所有していない子どもに、赤ちゃんから税を課すという、いつも私が繰り返し廃止して欲しいとお願いしているものでございますが、これを今年度いろいろなコロナ禍に関して制度がありますので、この中で不安な日々を送っている子ども達のささやかな贈り物として今年度免除はできないものかと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

このご質問につきましては西藤議員より令和元年6月議会、同じく12月議会において質問をいただいております。その際に国保に加入している子どもだけを対象に減免措置をおこなった場合、社会保険やその他の保険に加入している被保険者の子どもとの間で公平性に欠

けることになるのではないかとこの考え方から、くり返し答弁をさせていただいております。このコロナ禍でというようなことで、今年度はどうかというようなご質問であります、今までの考え方に変更はありません。

現在本町といたしましては、均等割と平等割の軽減対象となる世帯に対して軽減基準所得に応じた7割、5割、2割の保険税の軽減を実施しており、低所得世帯の子どもに対する均等割の軽減も当然ながら実施しております。低所得世帯ではない一定の所得がある世帯につきましては、これまで同様にご負担についてご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

私がかねがね不思議に思うのですが、鞍手町は中学校卒業まで医療費無料ということですが。無料といっても国保の子どもさんは2万8,600円税として課税されているわけです。そこはとてもおかしい感じがするので、この子どもの均等割の課税というものを早く無くして欲しいと、国にも要求して欲しいと思っておりますが、何とかこのおかしいところを是正していただきたいという気持ちを持っています。駄目だということですが、検討いただけたらなという気持ちをお伝えしてこの質問は終わりたいと思っております。

最後の質問に移ります。

前回の臨時議会におきまして合計1億4,420万円の予算を投じまして情報通信ネットワークシステム、これは設置が決まりました。

予定では6ヶ月後の令和3年3月までに完成する予定ですね。もう6ヶ月ぐらいしかないわけですから有効活用のためには専門知識、能力のある人材を早期に発掘して研究を重ねていただき、児童生徒達が授業を楽しみ、視野を広げて豊かな学力を身に付けることができるような、そういう環境整備をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

この件につきましては、教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

G I G Aスクールサポーター等のICT教育人材の配置についてお答えいたします。

G I G AスクールサポーターとはICT環境整備の設計、工事や納品対応など、学校におけるICT整備の初期対応を技術的な側面から支援するものでございます。

本町では、G I G Aスクール構想に基づきまして校内LAN整備実施設計業務委託により、各学校のICT環境整備につきましても設計書や仕様書を作成したため、G I G Aスクール

サポーターを設置する必要はありませんでした。

また、ICT教育人材の配置については、各学校のパソコン教室の整備をしている教育用コンピューターの導入を行った業者のICT支援員が、1校あたり年間4回各小学校を巡回しておりまして、教員に対するICT研修や授業支援を行っております。

現在、GIGAスクール構想の実施に向け、児童生徒一人一台端末、及び高速大容量の通信ネットワークの整備に着手しておりますが、これらの整備とあわせて、今後は、国が2022年度までの目標とした水準である4校に1人のICT支援員配置が必要となりますので、この点につきましては今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ちょっと私は詳しくなくて勘違いしていた面があるかも知れませんが、やはり折角これだけのお金を掛けて設置が決まったわけですが、本当に子ども達が今まで以上に授業を楽しみ、広い視野と豊かな学力、教養を身に付けることができるような現場での活用、そのための施策を十分にさせていただきたいと思っております。

以上を期待しまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長 星 正彦君

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

閉会 14時33分

令和2年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第3号）						
令和2年9月9日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年9月9日 午後1時00分				星 正彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年9月9日 午後1時58分				星 正彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添田政勝	出欠	11	西藤典子	出欠
	2	野口美恵子	出欠	12	的野信之	出欠
	3	田中二三輝	出欠	13	須山由紀生	出欠
	4	宇田川亮	出欠			
	5	新谷留晴	出欠			
	6	篠原哲哉	出欠			
	7	星正彦	出欠			
	8	有働徳仁	出欠			
	9	栗田美和	出欠			
10	許斐英幸	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	1	添田政勝		2	野口美恵子	

職 務	議会議務 局長	武谷 朋視	出欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出欠	会計課長	友澤和子	出欠
	教育長	栗田ゆかり	出欠	建設課長	松永憲昌	出欠
	総務課長	三戸公則	出欠	政策推進 課長	高橋奈美江	出欠
	福祉人権 課長	芝野英和	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒井英和	出欠	教育課長	古後憲浩	出欠
	保険健康 課長	梶栗恭輔	出欠			
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

令和2年第7回鞍手町議会定例会議事日程

9月9日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第58号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第59号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第60号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案第61号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第62号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第63号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第64号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 議案第66号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 議案第67号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第68号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第69号 令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第70号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第71号 令和元年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第72号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第73号 令和元年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第17 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第30工区）
請負契約の締結
- 日程第18 議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第31工区）
請負契約の締結
- 日程第19 議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第32工区）
請負契約の締結

令和2年9月9日（第3日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第58号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

田中議員。

○田中 二三輝君

本条例変更につきましては、文言の変更のみであって率の変更等々が見当たらないというふうに理解していますが、この理解で間違いはないですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

いま田中議員がおっしゃいましたように、今回所得税法等の一部を改正する法律が改正されまして、その改正に伴う条例の中の文言の改正でございます。延滞金の算出方法等に変更はございません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

中身を見てみますと平均貸付割合とか、租税特別措置法の中身の文言が変わっただけですか、数値は全然扱われてないのですか。租税特措法の中の。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回の改正に伴います延滞金の算出方法には変更はございません。ただ、具体的には所得税法の一部を改正する法律が交付されまして、その改正法の中で租税特別措置法の一部が改正されたことに伴いまして本条例の附則第2号で延滞金の割合の特例を規定しておりますけれども、その文言が変わったということでございます。

具体的には、租税特別措置法第93条の第2項の改正に基づき、改正前は新旧対照表をご覧いただくと分かりやすいかと思いますが、改正前は規定により告示された割合という文言

に年1%を加算した割合を特例基準割合とこれまで規定されましたが、改正後はこの規定により告示された割合というところを、平均貸付割合という文言で改正されまして、その平均貸付割合に年1%を加算した割合を延滞金特例基準割合という文言に改められたということになりまして、本条例も同様の改正を行うということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第58号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第59号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第59号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第59号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第60号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算第5号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の20頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、20頁から29頁まで質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

23頁の補償費の防護柵の200万というのがあるのですが、これの場所を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この補償費200万円につきましては、平成27年に企業誘致といたしまして中山西区用

地に北九食品が進出されております。本年7月上旬の大雨によりまして用地西側にございます町有地法面の左岸が民有地側に崩落している状態でございます。

誘致する以前に町により防護柵を設置しておりましたけれども、今後の大雨を想定し緊急対応として落石防護柵の延長設置が必要となりました。既存の防護柵は既に民有地側にございまして、延長の防護柵についても民有地側で設置することが望ましいという地権者等の協議がございまして公共工事とせず、民有地側の方で所有者が対策を講じることに對する補償費という形で計上させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

防護柵の補償費は200万円で計上されているのですが、民有地の現金補償とかも発生していますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この費用につきましては、北九州食品側と協議を行いまして町が積算した工事費の2分の1をそれぞれが負担するという事としております。そして町の見積以外で、独自で北九州食品側が独自の工事を行う場合は、その部分については北九州食品側が負担するという事で協議は整っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

25頁の庁舎等建設費ですが、民有地については町有地と交換すると理解していましたが、その分でもよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この用地につきましては、庁舎用地として町が購入するという事で予算を計上させていただいております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

21頁の特別職人件費約400万円の減額となっておりますが、この理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この減額分につきましては副町長分の減額でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今年度は断念したということで理解していいですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この減額分につきましては、4月から7月までの4ヶ月分を減額しております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ここで7月までの減額がある、あまり突っ込むつもりもないのですが、わざわざ分けて減額していくという形になるのですかね。それともまた、例えばの話、今年度いっぱい副町長が誕生しなければ今度の12月議会で何ヶ月か削って、3月にまた削ってという形になるのか、どういうふうを考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

これは一般職も特別職も同じような整理をさせていただいておりますが、不用額につきましては、直近の議会のところまでで不用額が生じた分については減額をしております。それ以降については一応どういう状況になるか分かりませんので、そこは計上をさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

25頁の老朽危険家屋等解体補助金50万円上がっていますが、これは新たにどこか場所が発生したのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この追加補正につきましては、対象となる物件は新延新塚区内にあります危険家屋でござ

います。これは平成29年10月より、この所有者と解体に向けて協議を行っておりましたけれどもなかなか協議が整いませんでした。本年5月ようやく協議が整いましたけれども、当初予算で計上しております5件分については、その時点で既に対象が決まっておりますので、周辺住民への影響を考慮して早急に撤去することが必要であると判断させていただいて今回追加補正をしております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、28頁から41頁まで質疑はありませんか。

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

37頁、保育所費（私立）、負担金、補助金及び交付金ですが、私立保育所費として負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業費補助金というのがありますが、この予算というのは使用範囲に指定がありますか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

この補助金100万円の対象経費につきましては、報酬、給与、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助及び交付金、一応こういうことですが、この補助金の内容につきましては、そこにありますように、新型コロナウイルス感染拡大防止のために施設におけますアルコール消毒液やその他備品等の購入に充てる費用として補助するものでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

35頁、正規職員の人件費が730万程減額となっています。保育士自体が足りないという事は分かっていますが、いま何人ぐらい足りないのでしょうか。そして待機している児童、子どもさんがおられるのでしたらその数も合わせて教えていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

現在のところ待機児童はおりませんので、今のところは充足しているというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今のコロナの関係もありまして人手が足りないと思います。その中で今回730万ほどの減額ということで、これは募集していたが集まらないからこういう減額補正が出たのではないだろうかと思いますが、そうではないのですか。それとも募集しないということなんですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この減額分につきましては、現在休職中の職員等の減額分でございます。病気療養中ですかの減額でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、42頁から51頁まで質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

6款の農業振興費でございますが、そこに女性農林漁業者の起業活動支援事業費80万円上がっています。これはどういう方のどういう内容が対象になるのかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この補助金につきましては、認定農業者である町内の女性農業者1名の方がスープをパック詰めする機械、機械の名前が「オールエアピストン充填機」というものなのですが、これを購入するための補助金を申請されておりましたところ、これが県により採択されましたので、今回新規に予算計上をしております。

事業費につきましては、消費税込みで176万円、これの2分1の80万円が県から補助金として交付されております。残りの80万円の半額につきましては、事業者の個人負担というふうになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今のところの下の方の多面的の支払事業費補助金というこの中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

この補助金の追加補正につきましては、いま10の協議会の多面的機能の活動が行われていますが、この中で以前加盟しておりました保全協議会が再度事業に取り組みたいという申し出がありまして、いま申しましたように現在は活動組織が10協議会から11協議会に変更になり、この環境保全協議会の増額分の事業費の273万4千円を増額しております。

事業再開につきましては、やはり高齢化とかいろいろな人材不足で事務を行う人材が居なかったため事業を中止していましたが、組織再編を行いまして再度事業に取り組みたい旨の申し出がありましたので、これが採択されまして今回補正予算をさせていただいております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○田中 二三輝君

43頁、用排水路維持補修費170万円、これにつきましては当所から予定されていたものか、最近の台風等の被害で発生したものなのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

これは住民の方から連絡があつて、現地を確認したところ赤水の汚泥が水路の半分以上溜まっていたのでそれを浚渫、これから台風などがあるのでそのために今回急遽計上させていただいております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○田中 二三輝君

47頁、くらて病院の移転に伴って周辺道路の改良工事が必要になるというふうに提案理由の説明もありましたが、この道路改良については信号の設置等だけなのか、拡幅または交差点の改良等も含まれているのか、その辺まで分かれば教えてくださいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

福岡県警よりここに信号機を設置してはどうかという話があつて、設置をするときにはタイプが右折レーンでするのか、右折帯でするのかいろいろな問題が発生しますし、車の交通の渋滞状況とか、そういうものも調べてある程度安全に出来るようであれば県の方も信号機を設置してもいいですよということになるので、取り敢えずそういったことの調査と、それ

に伴う拡幅変更が伴う可能性があるので今回上げさせていただきました。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○田中 二三輝君

そうしますと、今後その調査等の結果、信号の設置に伴って拡幅工事等も可能性があるというふうに理解させていただきますがそれでよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

町議の言われる通りその内容によって今設計しているのですが、その設計の内容が変わるということにはなりません。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から11款 災害復旧費について50頁から61頁まで質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

消防費の51頁なのですが、コミュニティ活動推進事業補助金、西川地区のコミュニティ自主防災組織ということなのですが、自主防災組織自体は各区ごとに出来ているのではないかと感じておりましたが、西川地区全体のそういう組織があって、そこで購入するという事なんでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

このコミュニティ助成事業の内の地域防災組織育成補助事業につきましては、これまで剣地区、古月地区におきましてもその地区においてこの事業費を充てて、その地区の中で協議をしていただいてこの補助金を活用しております。

今回令和2年度のコミュニティ助成事業の地域防災組織育成補助事業につきまして交付決定がありましたので、西川地区15団体の自主防災組織で発電機やコードリール等の防災機器を整備するという事でこの補助金を上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

地区は分かるのですが、15団体それぞれに発電機やコードリール等を買うのか、それとも西川地区として集まった自主防災組織の中、そういう連携の組織みたいなものがあるのでしょうか。そこで話し合いか何かあったのですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この3地区について正式にその3地区をまとめる組織というのはございません。ただあくまでもこれまでの3地区の中においてそれぞれの剣地区、古月地区、西川地区において、それぞれの団体の購入については協議をしていただいて整備をしていただいている状況でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

それで発電機やコードリール等については、その話し合いの中でどこに何基設置するとか、区に出来ている自主防災組織に設置するのか、まとまった組織が存在しないということなので、その西川地区の自主防災組織でストックするとかということにはならないと思います。それぞれの区に出来ている組織の中に発電機等を設置するのか、するとすればそれぞれ15団体あれば15団体分全部設置されるのかも含めて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この整備につきましては、それぞれの自主防災組織で整備をしていただいて管理をしていただくという形になります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

野口議員。

○2番 野口 美恵子君

同じく51頁なんですが、8款 土木費、5項 住宅費建設課建築係でブロック塀等撤去促進事業費とありますが、場所はどこになるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

現在当初予算の時に3件分の予算を組んでおりました。その予算が全部消化してしまって、あと申込みをされても補助金に対応出来ないという形になりますので、これからの予算として3件分今回計上しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

先程ありましたコミュニティ助成事業のことですが、これがどういう形で申請していくのか、そういったルール等がありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

このコミュニティ助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターが実施する事業でございます。この事業の中には一般コミュニティ助成事業として各区が申請するものもございしますが、そのいくつかがある中でこの地域防災組織育成助成事業というのがございまして、本町におきましては町内の自主防災組織を3地区に分けて、それぞれでこれまで実施をしております。剣地区、古月地区には既にこの事業は実施済でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から19頁について質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

15頁、16款 県の補助金のところの続きなんですが、放課後児童健全育成事業費補助金が200万円、次に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金が250万円となっていますが、200万円の方は対象事業所は4つだと思うのですが、下の方の250万円対象事業所はどういう内容になっているかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

250万円のところの対象施設でございますが、これは5箇所でございます。50万円の5箇所を250万円を計上させていただいております。これが対象となりますのが、鞍手乳児院、それと古月保育所と私立保育所2箇所、それと町が実施しています子育て支援拠点ぴよぴよ広場1箇所、計5箇所でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

59頁の学校給食センターのボイラーの更新になっていますが、いま2基あって1基が温度が上がらないという故障が。その更新に係る工事費という説明だったのですが、更新というのは1基分の修繕、又は新しくすることなのか、1基分だけで400万円掛かるのか、それとももう1基の全体を更新して行くのか教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

宇田川議員がご質問されましたように2基ある中の1基が温度が上がらない等の不具合がございますので、1基分の改修工事ということになります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

これは同時に2基分同時に最初新規で購入したものか、それとも別々で更新して古いものが壊れたという形なのか、もし同時に購入したのであればもう一基も危ないのではないかという気がするのですが、その点についてはどういうふうに考えていますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

2基の内の今回改修するものが平成17年の購入で、もう1台は平成24年の購入でございます。7年間の差がございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

先程3款の民生費のところの保育所の人件費減額の理由につきまして、私が病気の理由により休職した職員の減額分と答弁いたしました。これは2名の育児休業による減額分でございます。答弁を訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第60号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第60号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第61号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第62号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第62号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第63号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第63号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第64号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第64号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第65号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 13時34分

再開 13時50分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 武谷 朋視君

それではご報告いたします。

委員長に許斐英幸議員。

副委員長に篠原哲哉議員。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第9 議案第66号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第66号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第67号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第67号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第68号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第68号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第69号 令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第69号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第69号は民生産業委員会に付託することに決定しま

した。

次に、日程第 1 3 議案第 7 0 号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 7 0 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 7 0 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 4 議案第 7 1 号 令和元年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 7 1 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 7 1 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 5 議案第 7 2 号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 7 2 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 7 2 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 6 議案第 7 3 号 令和元年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第73号は総務文教委員会に付託したいと思ひます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第73号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事第30工区請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

この位置図を見てもみますと西区のバス通りから2本路線を入ったところの、途中で途切れているのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

今回は推進工事をメインにしています。この推進工事が完了しましたら面整備を来年する予定にしています。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

それが終わった後に団地の奥の方まで計画して工事をして行くという形になるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

現在のところ来年度、開削工事で整備を進めていく予定にしています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第74号は総務文教委員会に付託したいと思ひます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事第31工区請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第75号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事第32工区請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第76号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日10日から15日までの6日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日10日から15日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 13時58分

令和2年度鞍手町議会第7回定例会会議録（第4号）						
令和2年9月16日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年9月16日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年9月16日 午後2時05分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	新 谷 留 晴	出 欠		
	欠席 0人	6	篠 原 哲 哉	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	有 働 徳 仁	出 欠		
		9	栗 田 美 和	出 欠		
	10	許 斐 英 幸	出 欠			
会議録署名 議員	1	添 田 政 勝		2	野 口 美 恵 子	

職 務 出 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈美江	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和2年第7回鞍手町議会定例会議事日程

9月16日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定 (決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第70号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第72号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第73号 令和元年度鞍手町水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第66号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第67号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第68号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第69号 令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第71号 令和元年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第58号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第60号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第5号) (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第63号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第64号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号) (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事(第30工区)
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事(第31工区)
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事(第32工区)
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第59号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第18 議案第61号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)

日程第19 議案第62号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

（民生産業委員長報告）

追加日程第1 議案第77号 道路改良事業 本町・今村線外1路線道路改良工事請負契約の締結

日程第20 意見書第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

日程第21 閉会中の継続事件

令和2年9月16日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

台風10号における鞍手町の対応状況等について。

令和2年9月6日から7日にかけて接近した台風10号における鞍手町の対応状況及び被害状況について行政報告を行います。

9月1日夜、小笠原近海で台風10号が発生し発達しながら南大東島から沖縄、そして九州全域を暴風域に巻き込みながら朝鮮半島に上陸した後、9月8日未明、中国で勢力を落とし温帯低気圧となりました。

過去最強クラスの台風として発生当所から警戒されていた台風10号は、非常に強い勢力を保ちながら対馬海峡を通過しましたが、本町は6日日曜日の夜に暴風域に入り、その後7日月曜日の夕方に暴風域を脱しました。

テレビ報道等で気象庁が「九州に接近する台風としては異例の勢力で最大級の警戒が必要」と異例の警戒情報を発信したことを受け、本町では9月4日金曜日午後1時30分に警戒本部を設置し、その後の対応策について協議しました。

協議の内容としては、予報では本町に最も接近するのが9月6日の深夜であったため、6日日曜日の午前11時から中央公民館、総合福祉センター、古月小学校及び室木小学校の4箇所を自主避難所として開設することとし、併せて防災行政用無線により7日月曜日のゴミ収集の中止を事前にお知らせすることとしました。

翌日の9月5日土曜日の午前中から、町民より避難所に関する問合せが多数寄せられたことから、同日午後3時より急遽、第2回の警戒本部会議を開催し、避難所の増設等の協議を行いました。協議の結果、新たに剣北小学校を追加することとし、職員の配置体制等を見直しました。

各避難所は、6日午前9時より開設準備を行い、予定どおり午前11時に開所するとともに、防災無線、町ホームページ及び町のSNS等で町民に対し開所の周知を行いました。

また、鞍手町消防団より台風に対する注意喚起の広報活動を5日と6日の2日間に亘って行っていただいております。

中央公民館においては、避難所開設前から10世帯程度の避難者が受付に並ばれるという状況でした。また、本町が強風域に入ったころから各避難所へも徐々に避難される町民が増えてきました。

その後、台風10号が北上を続け鹿児島県や宮崎県などの被災状況が報道されるにつれ、

台風への更なる警戒が必要と判断し、もう一度住民に避難を呼びかけるため、6日午後4時半にエリアメールにより避難開始・高齢者等避難準備情報を発令いたしました。

避難所開設以降は、避難状況を逐次把握するため、計8回にわたり警戒本部会議を開催し、避難者数や避難物資の充足状況について確認してまいりました。

避難所を閉鎖するまでの各避難所の避難者は、中央公民館が49世帯88人、総合福祉センターが20世帯37人、古月小学校が13世帯23人、室木小学校が6世帯10人とペットの犬が1匹、剣北小学校が6世帯7人、そして中央公民館がいっぱいになったことから、6日午後4時30分より新たに鞍手中学校を開設し、8世帯15人の避難者を受け入れております。

その結果、最終的に受け入れた避難者は、6箇所の避難所で102世帯180人でありました。

各避難所の運営については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じており、受付時の手指消毒をはじめ、避難者にはマスクの着用を促すとともに、避難世帯ごとにパーテーション等を囲うなどの対応を行いました。

また、避難者の健康観察を行うため、6日午後6時から2名の保健師が各避難所を巡回しております。

さらに、もう一人の保健師1名を7日月曜日の早朝まで待機させ、避難者が体調の不調を訴えられた場合の対応に備えておりました。

なお、総合福祉センターにおいて89歳の男性がトイレに行く際、転倒された事案が発生しましたが、巡回中に居合わせた保健師が症状を確認するとともに、翌朝改めて症状を確認し大事に至らなかったこともご報告いたします。

今回の台風10号の接近に伴う避難所の開設や運営については、多くの職員で役割分担を確認した上で、昼夜を通して対応ができていたと考えております。

次に、台風10号による被害状況ですが、幸いにも大規模な被害は発生しておりませんが、公共施設等については、小学校の玄関ガラスが割れたこと、役場敷地内にある特定屋外喫煙所の屋根スレートが剥離したこと、西川かんがい施設の新延排水機場の屋根スレートの剥離及び外側排水機場の窓ガラスが一部破損したこと、その他交通安全施設の一部が破損したことなどの報告がっております。

また、町内においては、神崎区内において大木がN T Tの電線に倒れかかる被害があったほか、町内の道路8箇所で倒木等がっております。6箇所については既に対応済ですが、後2箇所については現在対応中であります。

以上が台風10号による15日現在での被害状況であります。

今回の台風10号の対応については、新型コロナ禍での対応でしたが、感染拡大防止のためのパーテーションなどの準備ができていたことや、中央公民館では7月の時点で嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の立ち会いの下、事前に避難スペースのレイアウト等の確認作業を行っていたことから混乱もなく避難所の開設、運営ができたと思います。

ただ全てが完璧であったわけではなく、反省点や改善する課題等がありました。

今回の台風10号の経験を踏まえ、11日金曜日午後3時より管理職において改めて避難所の開設や運営について協議を行い、反省点や改善する課題等について確認しております。

そして今回の反省点や課題等を改善しながら、より一層住民の皆様が安心して避難して頂ける避難所の開設、運営に努めてまいります。

以上、台風10号における鞍手町の対応状況及び被害状況についての報告です。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第65号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

許斐決算特別委員長。

○10番 許斐 英幸君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定するべきものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第65号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第65号について討論はありますか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定に対し賛成の立場で討論いたします。

本議案は、令和元年度の本町における各種事業内容の成果、すなわち行政サービスを受ける住民の満足度、またその行政サービスを行うにあたり、歳入額とのバランスを計る重要な議案であると理解をしております。

さて、本議案の歳入面を見てみると、本町における重要な歳入予算科目は、国からの交付金が大きなウェイトを占めている。しかしながら、町税の伸びも目を引くところであります。この町税の伸びは、人口の減少傾向の中、法人誘致の努力の結果であると評価することが出来ます。

今後、町有地の有効利用と民地の情報収集に努め、更なる法人誘致の努力と人口増加への取組みに期待をいたします。

一方、歳出面においては、町内各地に危険家屋や空家が目立っていることは誰しも感じていることと思慮いたします。

空家対策として取り組んでいる事業については、各種専門知識を有している方々との連携を構築するなどの努力を垣間見ることが出来、今後の積極的な事業展開に期待するところであります。

また、紆余曲折はあったものの、新庁舎建設に向けた事業も進み始めている。

本町のシンボリック的アピールとなる重要な新庁舎であることを十分に理解し、職員が一致団結して取り組んでいる姿に安堵感を覚えているところであります。

新庁舎建設にあたっては、担当職員の努力に敬意を表するところであります。

今後は、新庁舎完成に向け、担当職員は更なる努力を強いられることが推察されますが、町民が利用しやすく、愛着のある新庁舎が完成することを期待いたします。

これら以外でも多くの事業で成果を上げていることは評価に値すると解釈をしております。以上を理由に、議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定の賛成討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第65号 令和元年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第65号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第2 議案第70号から、日程第4 議案第73号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第70号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第72号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第73号 令和元年度鞍手町水道事業会計決算認定。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第70号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第70号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第72号 令和元年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第73号 令和元年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。
本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第5 議案第66号から日程第9 議案第71号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第66号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定。

議案第67号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

議案第68号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。

議案第69号 令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定。

議案第71号 令和元年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第68号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第69号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第67号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第68号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第69号 令和元年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第71号 令和元年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第10 議案第58号から日程第16 議案第76号までの7件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第58号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例。

議案第60号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)。

議案第63号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

議案第64号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第30工区)請負契約の締結。

議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第31工区)請負契約の締結。

議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第32工区)請負契約の締結。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第58号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第63号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第64号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第58号 鞍手町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和2年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第30工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第75号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第31工区)請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、議案第76号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事（第32工区）請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第17 議案第59号から日程第19 議案第62号までの3件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第59号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

議案第61号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

議案第62号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は、9月9日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第59号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第61号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第62号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

町長から、議案第77号 道路改良事業 本町・今村線外1路線道路改良工事請負契約の締結について議案1件が追加提出されています。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第77号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

追加日程第1 議案第77号につきまして提案説明を申し上げます。

追加日程第1 議案第77号は、道路改良事業、本町・今村線外1路線道路改良工事請負契約の締結であります。

本議案は、道路改良事業 本町・今村線外1路線道路改良工事につきまして、9月4日に7社による指名競争入札の結果、契約金額は7,392万円、工期は、契約の効力の発生の日から令和3年3月24日までとして、福山総合建設株式会社代表取締役 木村美智子と契約を締結するものであります。

以上が、追加日程第1 議案第77号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第77号について質疑はありますか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

議案第77号の道路改良事業ということでございますが、この工事については当初から予定されていたものか、それとも緊急的な要因で工事が必要になったものかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

当所から計画には入っておりましたが、設計がしっかり間に合っていないので、今回追加で上げさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

当所からの計画にこの工事が入っていたということですが、設計等の関係で時期的なものが遅れて追加提案になったと、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その通りでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありますか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

くからて病院の関係もあるかと思うのですが、今度の工事箇所については救急車が入って来るような搬入道も出て来ると思うのですが、どういう工事内容なのか、蓋のない用水路とかも通っていますので、そこをどうするのかということも含めて教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

今回、くからて病院の建設に伴いまして渋滞を抑制する右折帯を設置するために今回の工事を上げさせております。このため現在の横の水路につきましては、ボックスカルバートで埋め殺した形で、その上を歩道として、今現在の歩道の部分につきましては道路の拡幅改良という形で考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。この角地に交番も来る予定ということになっていましたが、それもすぐ隣接してすんなり入れるようになるのだろうというふうに推察しますが、もう一つは本町・今村線添いのコンビニエンス側の民有地の工場跡地があります。ちょっと高台になっていますが、そこから草や木がおいかぶさって来るのです。町の予算で道路の除草工事の時に、そこを1m刈り込んで、上に登って木を切って、草も刈ってやっているのですが、その工事をやるときにここの民有地との話、隣接したところも関係して来ると思うのですが、その改良とかというのもしられるのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

今回の拡幅改良につきましては、反対側のセブンイレブン側の道路から向こう側につきましては、現況のままという形で、右側だけで改良するという形で考えていますので、工事にかかる前には地権者の方には了承いただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

現状のままということですが、本来町の予算でなくて、民有地ですから地権者がやっていたかないといけません、特にあそこは通学路で子ども達が一番通るような所で、横断歩道もあって危険なところなので、草が生い茂るのを町が危険を回避するためにそういうことをやっていますが、本来の姿に戻して民地で管理してもらいように、工事をやるにあたってそういう話しもぜひしていただきたいと思っております。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

町議の言うとおりでですね。そのように地権者の方にお話は持っていきたいとは思いますが、以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第77号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 13時44分

再開 14時00分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

追加日程第1 議案第77号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第77号 道路改良事業本町・今村線、外1路線道路改良工事請負契約の締結。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第77号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第77号 道路改良事業本町・今村線外1路線道路改良工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第20 意見書第2号を議題とします。

提出者を代表して、6番議員 篠原哲哉議員に趣旨説明をお願いします。

6番議員 篠原哲哉議員。

○6番 篠原 哲哉君

意見書第2号を提案いたします。

意見書第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

別紙意見書案を提出する。

令和2年9月16日提出。

提出者 鞍手町議会議員 篠原 哲哉

同じく 須山由紀生

提案理由

地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第2号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第21 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布したとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和2年第7回定例会を閉会します。

閉会 14時05分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 添田政勝

議員 野口美恵子

令和2年9月16日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
新庁舎建設特別委員会	新庁舎の建設等に関する審査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査